

学校音楽の課題と展望

畠 澤 郎

(2007年10月23日 受理)

Issues and Outlooks for Music Classes in Japan

HATAZAWA Tsukasa

趣 旨

わが国の近代学校教育に欧米音楽が導入されて130余年、その間の音楽演奏面における技術の進展はめざましく、今日では世界的に活躍する音楽家が多数輩出されている。しかし、その多くは専門教育によるものであり、普通教育としての学校音楽は好ましい状況が続いてきたとは言えない。

ここでは、わが国における音楽教育の変遷を史的に概観し、学校音楽が今日まで抱えてきた問題を明らかにするとともに、学生達が受けてきた教育に対する意識や能力の実態を通して、今後の音楽科教育のあり方を考える。

キーワード：音楽教育の歴史、 小学校学習指導要領、 音楽活動の能力、

1. はじめに

一般教育における学校音楽の目的は、人格形成の上で心情面の陶冶を図るとともに、生涯にわたって音楽に親しみ愛好することができる人間を育成することである。しかし、“音楽は好きだが授業の音楽は嫌いだという子どもが増える傾向にあるということが度々報告されてきた。そして、学校教育を離れた社会人の中からは「自分は音痴で音符が読めない」とか、「音楽するのは特殊な人間であり、できなくても生活に支障はない」等、音楽が不得意であることを平然と発言するのを耳にする。その一方で、夜にはカラオケのマイクに向かって情熱的に歌っているという何とも皮肉な現象を生み出している。

本学部の小学校免許に関わる音楽科目の「小学校音楽Ⅰ」及び「小学校音楽Ⅱ」、また「音楽科教育Ⅰ」等における受講生からも同様なことが窺われ、約7割の学生は小学校の学習指導要領に示されている内容について正確に理解できていないという状況である。これは、音楽授業の内容や教材の問題なのか、教師の人格や指導力が問題なのか、はたまた教師主導や技能偏重の授業に問題があるのか、いずれにしてもこれまでの学校音楽は、義務教育としてその担うべき役割を果たしてきた

とはいえない。

2. 唱歌教育の成立とその変遷

わが国の近代学校教育制度が確立したのは明治5年(1872)であった。音楽は、教科課程の一科目に「唱歌」として設けられたものの、具体的な教材はおろか指導できる教師もいない状況であったために、「当分之ヲ欠ク」の但し書きのもとに実際の指導は行われなかった。しかし、音楽が教科課程の科目に設けられたことは当時の社会通念上、画期的なことであった。

このような中で文部省は「師範学科取調」のため、明治8年に伊澤修二ら3名を派遣生としてアメリカに留学させた¹⁾。伊澤は、師範教育体験としてブリッジ・ウォートル師範学校に入学したが、克服しなければならない難関が音楽の学科内容であった。そのためにボストン市において音楽教育家L.W.メーソンに師事して音楽の指導を受けたのであった²⁾。

明治11年に帰国した伊澤は、文部省に「唱歌法取調書」とともに、文部大臣宛に留学生監督官の目賀田種太郎との連名で「音楽取調掛設置のための上申書」³⁾を提出した。

これによって翌12年に文部省管轄の音楽取調掛が設置されることになるとともに、伊澤御用掛のもと伝習生に洋楽中心の音楽訓練が始められたのである。この音楽取調掛の事業には、第一「東西二洋ノ音楽ヲ折衷シテ新曲ヲ作ル事」 第二「将来国楽ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事」 第三「諸学校ニ音楽ヲ実施スル事」の3項目が掲げられた。つまり、わが国固有の音楽創造の立場を確立しようとしたのである。

この事業には、メーソンがいわゆる「お雇い外国人」教師として招聘され、明治13年から15まで取調掛の業務に携わった⁴⁾。そして、明治14年にわが国初の音楽教科書「小學唱歌集」(外国曲の旋律に日本語の歌詞を付したもの33曲)が第一編として出版されることになる。その楽曲の選定については、むやみに欧米の曲を集めたのではなく、わが国の雅楽や俗楽の音律に符合するような5音による楽曲が多いスコットランドやイギリス民謡等から採用した。中には今日でも歌われている「蛍の光」(螢)や「むすんで ひらいて」(みわたせば)、「ちょうちょ」(蝶々)等の曲が掲載されている。そして、その緒言の中には《凡ソ教育ノ要ハ徳育・知育・体育の三者アリ。而シテ小学ニアリテハ、最モ宜シク徳性ヲ涵養スルヲ以テ要旨トスベシ。今ソレ音楽ノ物タル、性情ニモトズキ、人心ヲ正シ、風化ヲ助クルノ妙用アリ。》という唱歌教育の目的と解される内容が見られる。また、音楽取調掛が明治17年に文部省に提出した「音楽取調成績申報要略」の中には音楽教育の目的を、道徳的および健康的立場から《是ヲ以テ心ヲ正シ身ヲ修メ俗ヲ易ウルハ音楽ニ如クモナシ》と述べていることから、芸術としての音楽教育よりも儒教的な精神としての道徳的な意味が強調されていることが窺える。

その後の「小學唱歌集」は、明治16年に第二編、17年に第三編と相次いで出版されたが、歌詞の選定にあたって音楽取調掛では、文部省とのやりとりを通して入念な検討が加えられた。(このしき

たりは、現在でも教科書検定という形で残っている。)

このような教材のもと、「唱歌」の教育は明治20年頃から音楽取調掛で教育を受けた教師達の赴任によって漸次地方でも行われ始め、40年には必修科目として全国の学校でも実施されるようになる。この「唱歌」の科目名は昭和16年の国民学校制度になるまで続くことになるが、その間の大正8年、15年に改訂されたものの、徳性の涵養を目的とすることには変わらず、芸術としての音楽美を追求する教育であったとはいえない。また、歌詞は難解な文語体のものが多かったことから、子どもたちにとって学校唱歌は堅苦しい雰囲気の中での授業であったことであろう。

このような経緯を辿りながらも、学校制度の中に唱歌教育が徐々に定着していくことになる一方で、日清戦争(明治27年)、日露戦争(明治37年)等の勃発とともに、民間において軍歌が流行した。すなわち「言文一致唱歌」の出現である。これは、話し言葉風の平明な詩によるものであり、歌詞内容が理解しやすいことから一般庶民にも親しまれた。この言文一致唱歌には、その創始者ともいわれる田村虎蔵が納所弁二郎らと出版した「幼年唱歌」、また、東くめの作詩や滝廉太郎等による作曲の「幼稚園唱歌」等があり、子どもたちにも大いに喜ばれて歌われた。これら言文一致による唱歌について、当初は文部省や教育当局者たちからの反発もあったが、その後の小学唱歌の改革に大きな影響を与えることになった。また、この頃には5音音階、いわゆるヨナ抜きによる「唱歌調」が完成しており、滝廉太郎の「お正月」「鳩ぽっぽ」等もこの音階によった作品である。これらの歌は子どもたちからも親しまれて現代まで歌い継がれている。

第一次世界大戦終了後、戦勝国の豊かさは自由主義的な思想の大正ロマン・デモクラシーといわれる風潮を生み出し、従来の文化や教育に対して批判や疑問がでるようになった。唱歌についても従来の音楽観にもとづく教育に対しての批判が顕在化した。そのような中で生まれたのが「童謡運動」である。この運動は、鈴木三重吉による童話雑誌「赤い鳥」の刊行(大正7年)に始まったが、北原白秋、三木露風、西条八十、野口雨情らがこれに参画した。鈴木は、作曲家の山田耕筰、成田為三、近衛秀麿たちにも協力を求め、詩に旋律を付した童謡に発展した。「赤い鳥」が童謡として発表した最初の曲は「かなりや」(西条八十の詩に成田為三が作曲)といわれ、これがレコード化されたことから全国の子どもたちに広く歌われた。この童謡運動は、詩人と音楽家の学校唱歌に対する批判的な動きであり、その思想は日本の子どもの歌、民族の音楽創造にあった。そしてさらに、本居長世、草川信、中山晋平らの作曲家たちも加わり、小学唱歌には見られない童心的なファンタジーが表現された多くの名曲、愛唱歌を生み出した。

昭和年代に入ると、社会の動きが変化し始め、徐々に軍国主義化の方向に向かうにつれて学校音楽もそれに組み込まれていく。特に昭和12年(1937)の日中戦争突入後は学校音楽にも全面的な協力が強く求められるようになり、学校行事や儀式の場では「愛国行進曲」「愛馬進軍歌」「海ゆかば」等が国民歌として歌われるようになった。

そして、昭和16年には戦時体制傾向がさらに強化され、学校制度改革による「国民学校」が発足した。それとともに「唱歌科」は「芸能科音楽」と科目名が変わり、従来の唱歌に器楽や楽典、鑑

賞等に加えられた。このように学校音楽の学習領域は広げられたものの、国定教科書によって進められる教育であり、その内実は国策上の徳性の涵養、聴覚訓練としての絶対音感教育等であった。すなわち、潜水艦の機械音や飛行機の爆音の聞き分けなど国家防衛の目的も含めて行われたのである。

この時期の学校音楽は、軍国主義国家の手段として利用され、芸術としての音楽教育とは程遠いものであった。

3. 学習指導要領による音楽教育

第二次大戦後、わが国の教育は占領国アメリカGHQの民間情報教育局CIEの監督下に置かれることになる。そして学校は、民主的・平和的な国家建設をめざす理念のもと、六三制の新体系と学習指導要領（コース・オブ・スタディ）による教育に転換された。それに伴って、芸能科音楽は「音楽科」と科目名が改められた。

学習指導要領〈音楽〉の作成には作曲家諸井三郎がその任にあたることになったが、諸井は、『音楽教育の目的は音楽そのものに対する知識や技術を学び、これによって音楽が芸術としてもっている美の把握を通じてより高い人間性を展開せしめることにある』として、音楽教育の目標を「音楽美の理解・感得」においた。つまり、芸術としての音楽による教育を強調したのである⁵⁾。そして、音楽の学習領域を歌唱、器楽、鑑賞、創作に設定したのであった。

昭和22年の学習指導要領音楽編（試案）の第一章 音楽教育の目標の中に《～従来の考え方のうちには音楽教育を情操教育の手段として取り扱う傾きがはなはだ強かった。（略）しかし、音楽は本来芸術であるから、目的であって手段となり得るものではない。（略）》と述べる一方で、《音楽教育が情操教育であるという意味は、音楽教育即情操教育ということで、音楽美の理解・感得が直ちに美的情操の養成となる。（略）今後の音楽教育はあくまでも純正な音楽教育であるべきで、児童がよい音楽を十分表現し、且つ理解するようになることを目標とし、これがそのまま正しい情操教育であるということを、しっかり考えておかねばならない。》の記述がみられる。しかし、《美的情操》についての説明がなく、教科目標としてめざす「情操」の概念が曖昧なままに以後の学習指導要領に使われることになった。すなわち、学校における音楽教育の目標は「芸術としての音楽を追求すること」なのか「音楽による人格形成」なのか、ということが教育現場における捉え方の相違による混乱を招くことになった。

この学習指導要領は、4年後の昭和26年に改訂（試案）され、その後は現在までおよそ10年毎に改訂（告示）されることになるが、ここで、22年度の試案から現行に至るまでの学習指導要領音楽〈小学校〉の総括的目標及び領域の変遷をみることにする。

・昭和22年度（試案）

目標：「音楽美の理解・感得を行い、これによって高い美的情操と豊かな人間性を養う」

領域：唱歌教育、器楽教育、鑑賞教育、創作教育

・昭和26年度（試案）

目標：「音楽経験を通じて、深い美的情操と豊かな人間性とを養い、円滑な人格の発達をはかり、好ましい社会人としての教養を高める」

領域：歌唱、器楽、鑑賞、創造的表現、リズム反応

・昭和33年度（告示）

目標：「音楽経験を豊かにし、音楽的感覚の発達を図るとともに、美的情操を養う」

領域：鑑賞、表現（歌唱）（器楽）（創作）

・昭和43年度（告示）

目標：「音楽性を培い、情操を高めるとともに、豊かな創造性を養う」

領域：基礎、鑑賞、歌唱、器楽、創作

・昭和52年度（告示）

目標：「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性を培うとともに、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う」

領域：表現、鑑賞

・平成元年度（告示）

目標：「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽性の基礎を培うとともに、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、豊かな情操を養う」

領域：表現、鑑賞

・平成10年度（告示）

目標：「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う」

領域：表現、鑑賞

以上、昭和22年度から現行までの学習指導要領小学校音楽の目標と領域構成について見たが、これまでの目標には美的情操、音楽性、創造性、豊かな人間性、音楽を愛好する心情、音楽活動の能力等が挙げられてきており、「芸術としての音楽に触れることを通じた人格形成」をめざす記述が見られる。

また、領域については、昭和22年度の試案に示された歌唱教育、器楽教育、鑑賞教育、創作教育の4領域が、26年度の試案では創作教育を「創造的表現」と「リズム反応」とに分けた5領域に改訂されている。これについて、その“まえがき”には《～小学校では決して形式的な作曲のみを考えるのではなく、むしろ作曲をしたり、創造的表現をする場合の基盤となるもの、たとえば、表現意欲の高揚とか、音楽性の開発、あるいは自己表現全体を通じた創造性の育成ということをおねらっていることを示す。～（略）～音楽学習は、音楽にとって最も重要な要素であるリズムの体得が根

本であること、しかも、リズム感やリズム表現能力を身につけることは、幼少のときに学習するほど効果的であることから、特にここで取り上げ、強調したものである。》と述べられている⁶⁾。

これはCIEの指令によるものでもあるが、その内実は、戦前は「唱歌」の教育のみ(戦中の芸能科音楽における器楽と鑑賞については、ほとんどなされなかった)であったことから、4領域全ての指導に堪能な教師が少ないこと、中でも創作領域の指導は困難であったことが推察される。

また、昭和43年度の改訂学習指導要領では、領域に「基礎」が加えられて5領域構成となった。しかし、多領域の構成は、指導内容の過密化や必要以上に細分化した内容の指導に陥りやすいことから、昭和52年度の改訂以降の領域は「表現」と「鑑賞」となり、2領域の有機的・統合的指導を図る方向が示されて現在に至っている。

4. 学校音楽における問題と批判

これまで、音楽教育について黎明期の唱歌成立から今日に至る学校音楽の変遷を見たが、明治期の「唱歌」は徳育の涵養という立場から、また、戦中の「芸能科音楽」は軍事国家の国策手段とされた教育であった。

戦後は、新しい教育理念のもとに、音楽科は芸術としての音楽による教育が始まったのであった。それから現代に至るまでの60年の間に、文部省による附属学校等の先進校を指定した教育課程実験学校の研究、また、オルフ、コダーイ等の音楽教育観による教育法の研究会、教研集会、さらには県単位や全国組織の種々の研究会、学会等が毎年開催されて、教員の資質向上のための取り組みが行われてきた。

これらの研修を通して教師の指導力が向上したと思えるのにもかかわらず、先に挙げた「音楽授業嫌い」の子どもが多いのはどのような原因によるものであろうか。

これに関して、昭和30年代後半頃から音楽評論家や作曲家たちによる音楽教育批判があった。例えば、芥川也寸志は『一般的にいつて小・中学校の音楽教師諸氏は、音楽を教えようと努力するのあまり、音楽から学ぶことを忘れている』と指摘、『ここがリズム、ここがハーモニー、この部分がメロディーでという具合に、～(略)～音楽的知識を与えようとしているかに見えるがどうだろうか』と、疑問を投げかけた。また、評論家の宇野功芳は『真の教育は教科を通しての人格完成であるにもかかわらず、事実知識の切り売りとは何ら変わることはない』と批判した。⁷⁾

22年の最初の学習指導要領を執筆した諸井は、それ(学習指導要領)に基づいて展開されている音楽教育についての見解として、『学校の音楽教育で技術化の傾向が生ずるのは、ひとつには、音楽教育の成果を判断する場合、技術にたよることが比較的容易であり、また客観性を持っているからである。次にカリキュラムとの関係である。音楽教育で何をカリキュラムに組み得るかといえば、それは技術であり、知識である。音楽教育においてもっとも大切な精神内容の発展は、これをカリキュラムに組むことは極めて困難であり、不可能に近いといってもよい。したがって、音楽の指導

がカリキュラムにしたがって進められると、自然に技術を主体とする音楽教育が生まれてくる。カリキュラムに組めない精神内容や音楽的センスの発展を保証できるのは、音楽教師の心であり、人であり、それから生れる指導の態度である。もし教師が音楽のよろこびを子どもたちに知らせることに成功すれば、技術の正確さと同時に、高さをも、要求することができるであろう。』と述べている⁸⁾。つまり、学習指導要領に精神的発達面や音楽性についての内容を組み入れることは困難である。しかし、教師が子どもの目線に立ち、ともに音楽する喜びを味わうような心で指導することが、子どもに主体性を発揮した学習活動に取り組みせるとともに精神的・音楽的な成長を促すことができる、ということであろう。だが、昭和43年度告示の学習指導要領には「基礎」領域が加えられるなど、相変わらず知識や技能に偏った指導傾向が続くことになる。

また、西洋音楽一辺倒の教育に対する批判として“おたまじゃくし無用論”(小泉文夫著)や“日本の音楽を考える”(小島美子著)等が出版された。これらの批判を受けながら、徐々にではあるが学習指導要領の改訂によって、教科書には日本の伝統音楽が増えつつある。しかし、その成果があがっているとは言えない。というのは、教員養成側の意識や予算面の問題からそれについての対応が充分ではないからである。

本学部の小学校免許に関わる音楽科目受講生(音楽専修生を除く104名)を対象に、小学校学習指導要領音楽の知識に関する内容の定着程度について実態調査した⁹⁾。

彼等が小学生の頃の学習指導要領は平成元年度告示のものである。この中の、2内容のA表現の(1)イは調性についての学習事項である。これに関して「イ短調」(4学年の内容)の音階の記譜では、正しく書くことができなかった学生が97名、また「へ長調」(5学年の内容)の記譜では71名の者が正しく書けなかった。

同じく、A表現の(5)では「音符及び記号などを理解して表現できるようにする。」とあり、第1学年を除く各学年に理解事項が示されている。その数は、2学年と3学年に6、4学年に11、5学年に7、6学年に6の計36の事項である。これについての調査では、全て理解できている学生が29名だけであり、ほとんど忘れたと回答した者が17名もいた。また、[第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い 2の(2)]には、「長調及び短調の主要三和音と属七を中心に指導すること」とあり、これに関して、ハ長調の主要三和音と属七を記譜させたところ、主要三和音を書けなかった者が約50名(属七については約90名以上)であった。これが高等教育を受けている国立大学の学生の実態であるということから考えると、同世代の他の人間の実態はどのようなものであろうか。

この学習指導要領では音符や記号の学習を各学年に振り分けた指導を定めているが、これについて三善晃が「要素連合主義」¹⁰⁾、すなわち、音符・休符や発想記号等の理解事項を学年別に振り分けて指導することの矛盾を指摘したことから、現行学習指導要領では、[第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い]の項に移されて、2の(5)に「音符、休符、記号などについては、次に示すものを、児童の学習状況を考慮して、表現及び鑑賞の活動を通して指導すること」の記述とともに事項数も30にまとめて示されることになった。しかし、学年毎に指定されていた内容さえも理解で

きていない子どもが多かったことを考えると、これらの指導については、学年間の学習を見通した上でしっかりと年間指導計画に位置付けなければ、今後ますます指導から抜け落ちてしまう危険性がある。というのは、小学校で身につけなければ中学校以降の学習では扱われることがない（中学校学習指導要領には指導事項として示されていない）からである。

この調査においては、合わせて小・中学校時代に受けた音楽授業についても自由記述させた。その中で多かったものを挙げると、小学生時代の音楽授業については、『教科書以外の歌集の曲を歌うのが楽しかった。』、『先生のピアノ伴奏よりCDの音楽に合わせて歌うのが楽しかった。』、『歌ばかりで、合奏や鑑賞はなかった。』、『いろいろな楽器にふれて合奏をしたことが楽しかった』等。また、中学生時代の音楽授業については、『校内合唱コンクールに向けて一丸となって取り組んだ。』、『合唱ばかりの授業だった。』、『音符が読めず声もうまく出せなくてつまらなかった。』、『アルト笛がうまくできなかった。』、『鑑賞ではいつも感想文を書かされてつまらなかった。』等であった。

学生の記述内容から現場の音楽授業を推察すると、学習領域の表現と鑑賞の扱いに偏りがあり、指導計画と授業設計のあり方に問題があるようである。学生の回答では、全体的に音符や記号、また調や音階、和音等について理解できている者ほど小・中学校ともに音楽の授業は楽しかったと記述している。当然のことながら「分かる・できるから楽しい」のであり、小学校における指導のあり方が、その後の子どもの音楽的な成長に大きな影響を与えることになる。指導にあたっては、6年間の学習内容を見通した上で理解事項を学年毎の年間指導計画にしっかりと位置付けるとともに、子どもが主体的に取り組むような学習展開を工夫しなければならない、ということである。

5. 学校音楽の展望

音楽科教育は、心情面の陶冶と音楽を愛好する人間の育成をめざすことにある。しかし本学部の学生の実態からみる限り、学校音楽はそのめざすべき方向から遠ざけているように思える。寺西春雄は『学校での音楽は、教科書の内容を見る限り、かなり高度の音楽能力を身につけ、音楽に関する知識を習得できるように準備されている。しかし、小学校から音楽を学んできていながら、学校での音楽科の教育によって心から音楽が好きになったという人は、いったいどのくらいいるのだろうか。ご両親が音楽好きで、家庭にいつも音楽的雰囲気があったよっていたから、という方はしばしばみかけるが、学校での音楽の授業を通じてクラシック音楽の愛好者になったというケースは、ほとんど見当たらないといいきっても過言ではあるまい。』¹¹⁾と、現代の学校音楽に対して痛烈な批判をしている。戦後の新しい教育理念と学習指導要領に掲げられた目標のもとに、教師の多くは熱意をもって指導に取り組んでいるにもかかわらず、どうして音楽学習を嫌う子どもが増えてしまうのであろうか。

河口道朗は「音楽」と「教育」の結合のし方を、目的による分類として次の4者を挙げた。¹²⁾

a. 音楽の教育（知識・技術の伝達）

b. 音楽のための教育（音楽的成長）

c. 音楽を通しての教育（人間形成）

d. 音楽による教育（外的手段）

aの「音楽の教育」とは、音楽の表現や鑑賞に必要な技術や知識そのものを伝達することであり、bの「音楽のための教育」とは、子どもをして音楽の享受を可能ならしめるような経験を組織することである。また、cの「音楽を通しての教育」とは、音楽経験を介在として子どもの美的情操を育て、人間的成長をうながすことであり、dの「音楽による教育」とは、音楽を手段として何らかの音楽外目的の達成をもくろむことである、としている。そして、aの「音楽の教育」は音楽指向であり、またdの「音楽による教育」は教育指向であることから、音楽科教育の範囲はbの「音楽のための教育」とcの「音楽を通しての教育」であると述べている。

これらから考えると、熱心な教師ほど「音楽の教育」寄りの指導傾向になるのではなかろうか。つまり、子ども達により上手な音楽表現を求めるあまりに技能偏重的な指導となり、それが学校音楽離れを生み出してしまうことになる。

J・マーセルは『従来の音楽教育には、型、体系、技術、知的理解を重視する傾向がある。これらは、もちろん大切なものであるが、樹でいえば、枝であって、幹ではない。音楽教育の欠点や失敗の大部分は、枝を幹から切り離して扱おうとするために生じるものである。もちろん、発達の見解による音楽教育でも、多様な音楽活動や訓練を行うが、それは、どこまでも枝であって、幹である音楽の本質に対して反応する能力、すなわち、音楽の詩的情緒に反応する心を育てるためのものである。～（略）～現在、歌唱、器楽、その他、音楽教育の各分野において、指導法の改善に多くの注意が払われているが、それは問題の痛み止めにはなっても、治療にはならない。指導が効を奏さない本当の原因は、音楽性を育てるということをおろそかにしておいて、いきなり新しい勉強を始めるところにあるのである。すなわち、音楽的反応の発達過程を無視して、機械的に学習を始めた場合、どんな賢明な指導法をもってしても、成長は望めないのである。』¹³⁾と、教師に指導観の転換を求めている。つまり、音楽の知識や技能を機械的に教える教師主導の指導ではなく、音楽そのものが醸し出す内容に子どもが感動したり、想像力を働かせたりするような学習展開にしなければならないということである。

音楽教育に携わる教師のもっとも切実な願いは、指導する全ての子どもたちが音楽学習に興味をもって主体的に取り組み、生涯にわたって音楽を愛好する人間に育ってほしいことであろう。そのためにはまず、目前にいる子どもたちの想像力を掻き立て、学習意欲が湧き出るような教材の開発を進めることである。つまり、「童謡運動」の思想から生れた心の琴線に触れて感動するような楽曲の選定である。そして、授業の場においては音楽表現のための技術を強いたり急かしたりする指導ではなく、子どもが主体的に取り組めるように、教師は心にゆとりをもった「待つ教育」という考え方に意識を転換することであろう。すなわち、指導する教師がどんなに力んでも、子どもが心から取り組もうとする気持ちが働かなければ授業として成立しないのである。

現行学習指導要領では、学校5日制にともなって以前のものから指導内容や授業時数が削減された。そして今、次の告示に向けた改訂作業が進められているが、その内容事項がどのように示されようとも、指導の場においては、子どもの音楽的成長を願う人間性豊かな心とともに、教師自身が音楽する喜びをもって学習指導にあたること。そしてマーセルのいう『音楽の学習が本当に心を引く活動であったら、強制されなくても、その活動は学校の外で自然に行われるようになるだろう。それは、生徒の心の中に、他から強いられたものでない本当の目的意識が喚起されたしるしである。』という指導者の意識改革が、音楽に対する子どもの心を開くとともに、「音楽授業嫌いの子ども」をなくすことに繋がるであろう。このことがまた、教員養成学部生の音楽に対する苦手意識を取り除くことにも通じることになる。このような教育観による教師の指導姿勢こそが、今後の学校音楽に明るい展望を開くことになるであろう。

注及び引用・参考文献

- 1) 上沼八郎 「伊澤修二」 p.55～p56 日本歴史学会編 昭和37年
- 2) 同 p.69～p72
- 3) 東京芸術大学音楽取調掛研究班編 「音楽教育成立への軌跡」 p5～p6 昭和15年
- 4) 同 p7～p19
- 5) 木村信之 「昭和戦後音楽教育史」 p44～p45 音楽之友社 1993年
- 6) 同 p103～p104
- 7) 同 p225～p226
- 8) 同 p227～p228
- 9) 例年「音楽科教育Ⅰ」の講義開始直後に音楽調査を実施しており、その定着度の平均はおよそ30%である。
- 10) 野村幸治・中山裕一郎編 「音楽教育を読む」 p185～p192 音楽之友社 1995年
- 11) 寺西春雄 「やわらかな音楽教育」 p19 春秋社 1995年
- 12) 河川道明他 「教科教育法 小学校 音楽」 p15～16 日本標準 1981年
- 13) ジェームス・L・マーセル著/美田節子訳 「音楽的成長のための教育」 p42～p83 音楽之友社 1992年
- ・島 為男 「明治百年教育史」上・下 日本教図株式会社 昭和43年
- ・中村理平 「洋楽導入者の軌跡」～日本近代洋楽史序説～ 刀水書房 1993年
- ・野村光一 「お雇い外国人」～音楽～ 鹿島出版会 昭和46年
- ・中園久子 「瀧廉太郎とその作品」 大分大学学芸学部教育研究所 昭和27年
- ・供田武嘉津 「日本音楽教育史」 音楽之友社 1996年
- ・上原一馬 「日本音楽教育文化史」 音楽之友社 昭和63年
- ・上笙一郎 「日本童謡事典」 東京堂出版 2005年
- ・文部省音楽取調掛編纂 「小唱歌集」初編 明治14年 第二編 明治16年 第三編 明治17年
- ・文部省「小学校学習指導要領」 昭和22年(試案)～平成10年(告示)
- ・村井 実 「アメリカ教育使節団報告書」 講談社学術文庫 昭和54年
- ・影山 昇 「日本の教育の歩み」～現代に生きる教師像を求めて～ 有斐閣選書 昭和63年
- ・音楽教育史学会編 「戦後音楽教育60年」 開成出版 2006年
- ・浜野政雄監修 「音楽教育の研究」～理論と実践の統一をめざして～ 音楽之友社 1999年